

★当院ではオンライン資格確認システムを導入しています★

● **マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。**

※公費負担受給者証・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので必ず原本を受付へご掲示ください

● **患者さまから同意ありの場合**

過去の特定健診結果や薬剤情報を閲覧可能となり、診療に活用することができます。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算 の掲示】

・当院は、保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めるよう以下の体制を有した医療機関です。

令和5年4月1日より、健康保険法の診療報酬算定に基づき、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定します。

※令和5年12月31日まで、特例措置に伴い以下の点数を算定致します。

<初診時>

マイナ保険証を利用し、診療情報等提供に同意した場合： 加算 2点

マイナ保険証を利用するが、診療情報等提供に同意しない場合： 加算 6点

マイナ保険証を利用しない場合： 加算 6点

<再診時>

マイナ保険証を利用しない場合： 加算 2点

※マイナンバーカードが無くても、健康保険証での受診も可能です。